

# 福祉避難所開設・運営マニュアル改訂の概要

## 1. 国の規則等の改正や能登半島地震の検証結果を踏まえた改正

### (1) 災害対策基本法施行規則改正 (R 3年)

施行令第20条の6第1～4号に定める基準に適合⇒指定一般避難所  
+5号に定める基準適合 ⇒ **指定福祉避難所**

※①適切な規模 ②物資配布可能 ③想定災害の影響小 ④輸送が容易  
⑤要配慮者受入基準 (相談体制等)

### (2) 福祉補難所の確保・運営ガイドライン改定 (R 3年)

- 福祉避難所の定義を「指定福祉避難所」
- 広義の福祉避難所として協定等による福祉避難所等を活用**
- 一般避難所福祉スペースの設置⇒**現行マニュアルは協定福祉避難所のみ**
- 避難所の感染症・熱中症、衛生環境対策

### (3) 能登半島地震検証結果 (R 6年11月)

- 指定福祉避難所、協定福祉避難所、一般避難所の福祉スペースの拡大
- 個別避難計画と連動した直接避難推進
- 補助金等を活用した環境整備と各種計画の策定
- 災害時の運営人員の不足への対応 (他地域等の応援協定)

## <改定骨子>

### (1) 法施行規則改正、(2) ガイドライン改定に伴う改正

- 第1章、第2章、第3章中の各項目について  
**A) 指定福祉避難所、B) 協定福祉避難所、C) 一般避難所要配慮者スペースに分けて記述**

(例) 第1章 (運営の基礎知識)

- 福祉避難所とは  
A) 指定福祉避難所 B) 協定福祉避難所 C) 一般避難所福祉スペース
- 開設から閉鎖までの大まかな流れ  
フロー図に一般避難所福祉スペース、指定福祉避難所、協定福祉避難所の3通りを図示

- ※ 共通部分はまとめて記述 ~ 第1章の2 (要配慮者の種別と特性) 等
- 第2章に補助金を利用した資機材整備、感染症・熱中症、衛生環境対策を追記

### (3) 能登半島検証結果を踏まえた改正

- それぞれの避難所等の中にスペースの拡大、環境整備を記述
- 指定福祉避難所に**個別避難計画と連動**した内容を記述
- 第2章の4 (人材の確保) に、**福祉避難所サポーター及びDWA Tの派遣スキーム、協定福祉避難所のグループ化等**を記述

## 2. 福祉避難所サポーター、DWA T派遣制度の活用とグループ化

### (1) 福祉補難所サポーター派遣スキームの見直し

- 福祉避難所からの要請を基に市町村が県or県社協に派遣要請  
⇒ **県or県社協が派遣調整**⇒市町村 (福祉避難所等) 受入
- サポーター派遣実施要綱等を作成予定

### (2) DWA T派遣スキームの明示

- 市町村の要請により県が派遣 (調整は県社協)
- 主に一般避難所福祉スペースで活動 (スクリーニング後福祉避難所開設支援)

### (3) 協定福祉避難所のグループ化

### (1) 福祉避難所サポーターの派遣 (2) DWA Tの派遣

- 第2章の4 (人材の確保) に、福祉避難所サポーター及びDWA Tの派遣による**人材の確保について記述 (再掲)**
- ※ サポーター派遣スキーム等はR 7災害福祉支援ネットワーク会議で見直しの後、本マニュアルに反映予定⇒第3章災害発生時の運営に記述予定

### (3) 協定福祉避難所のグループ化

- 協定福祉避難所のグループ化等記述 (再掲)**

## 3. 実効性の確保に向けた改正

### (1) 福祉避難所の指定状況

- 福祉避難所の指定状況 (平成30年3月1日現在) ⇒ 時点修正

### (2) 分野別時系列行動表

- 熊大本分地震に伴う由布市と温水園の動き ⇒ 一般的でない

### (3) 救助法の求償範囲及び単価が不明確

- 救助法が適用された過去災害を参考に福祉避難所サポーター、DWA T派遣制度を運用

### (1) 福祉避難所の指定状況

- 時点修正 (指定福祉避難所、福祉スペース含) **連絡網整備**

### (2) 分野別時系列行動表 ⇒ モデルタイムライン

- 行政、福祉施設等の各機関のモデル的なタイムラインとして修正

### (3) 福祉避難所の開設・運営に係る経費と救助法関係を揭示

- 参考資料として救助法の求償範囲と限度額等を掲載
- 救助法が適用されない場合の運用の在り方 (市町村の予算措置等)

# 福祉避難所開設・運営マニュアルの主な改正点

改正の経緯	改正の方針	主な改正箇所	改正内容
<b>1 国の規則等の改正や能登半島地震の検証結果</b>			
<p>①災害対策基本法施行規則改正（R3年）</p> <p>施行令1～4号に定める基準に適合 ⇒ 指定一般避難所 +5号に定める基準に適合で公示 ⇒ 指定福祉避難所</p> <p>②福祉避難所の確保・運営ガイドライン等の改定（R3年）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定福祉避難所の指定及び受入対象者の公示</li> <li>指定福祉避難所への直接の避難の促進</li> <li>避難所の感染症・熱中症、衛生環境対策</li> <li>緊急防災・減災事業債等を活用した指定福祉避難所の機能強化</li> </ul>	<p>(a) 国のガイドライン等では指定福祉避難所を中心に協定等による福祉避難所及び一般避難所内における要配慮者スペースの活用・設置を提示している。現行マニュアルでは協定福祉避難所だけを対象にしたものであるため、A) 指定福祉避難所、B) 協定福祉避難所、C) 一般避難所要配慮者スペースの3通りに分けて修正を行う（個別避難計画も記述）</p> <p>(b) 感染症、熱中症、衛生環境対策の整備を加える</p> <p>(c) 現行マニュアルでは施設を対象にしたマニュアルであるため、市町村の役割（施設の整備と拡充など）を加え修正する</p>	<p>(a) P2～5、8～10</p> <p>(b) P14（8行目～） P20（20行目～） P22（13行目～、18行目～） P45</p> <p>(c) P14（2行目～） P17（12行目～） P19（20行目～） P20（9行目～）（再掲） P22（19行目）（再掲）</p>	<p>避難所の定義、個別避難計画の説明、避難フロー図等</p> <p>補助金等を活用した避難所の環境整備</p> <p>市町村の体制、環境整備、人材確保</p>
<p>③能登半島地震検証結果（方向性）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地理的・社会的特性を踏まえた応急対策や応援体制の強化</li> <li>災害関連死防止のための避難生活環境の整備等の被災者支援強化</li> <li>NPOや民間企業との連携の強化</li> </ul>	<p>(d) 能登半島地震では道路が寸断され孤立地域が発生し、高齢化の進む地域にあって十分な福祉避難所が開設されなかったことを踏まえ、福祉避難所の拡充と事前の段ボールベッド等の分散備蓄や施設のスタッフ確保に取り組む記述を加える またNPOやボランティアとの連携を強化する</p>	<p>(d) P19（20行目～）（再掲） P20（10行目～）（再掲） P22（18行目～）（再掲） P33（12行目～）</p>	<p>福祉避難所の拡充、人材確保、環境整備、分散備蓄、NPO等との連携強化、車中泊避難者への駐車スペース活用等</p>
<b>2 福祉避難所サポーター、DWAT派遣制度の活用と施設のグループ化</b>			
<p>①福祉避難所サポーター制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成31年に登録制度ができて以降県内活用実績なし</li> <li>能登半島地震で県内の介護専門職が派遣された</li> </ul> <p>②DWAT派遣制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年7月豪雨で日田市に派遣</li> <li>能登半島地震で県内のチームが派遣された</li> </ul> <p>③福祉避難所のグループ化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>能登半島地震で開設された福祉避難所は71施設中10施設（1/8時点）</li> <li>福祉避難所等避難者1,400名中半数が地元にもどりたい（新聞記事）</li> </ul>	<p>(e) 能登半島地震に派遣されたDWATや介護職員の経験を活かし、既存の派遣制度を必要に応じて修正し、活用を推進する旨の記述を加える</p> <p>(f) 能登半島地震において、被害の大きかった2市2町で福祉避難所が十分開設できなかった（71施設中10施設1/8→27施設4/1）ため、大規模災害時においても地域で人員や資機材を融通することで地域の福祉資源を最大限活用できるようグループ化を検討する旨の記述を加える</p>	<p>(e) P19（20行目～）（再掲） P33（8行目～） (f) P38（16行目、30行目）P40（31行目）</p>	<p>福祉避難所サポーター、DWAT派遣制度の積極的利用と体制整備、グループ化による人員の融通</p>
<b>3 マニュアルの実効性確保</b>			
<p>①各種データの時点修正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>福祉避難所確保状況、市町村連絡先等</li> </ul> <p>②事例紹介</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>熊本大分地震に伴う由布市と温水園の動きは一般的でない</li> </ul> <p>③救助法の求償範囲及び単価のデータ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>参考資料として救助法のメニューと単価を掲載</li> </ul>	<p>(g) 各種データを時点修正するとともに、事例紹介として蓋然性の高い救助法適用レベルの豪雨災害と能登半島地震レベルの地震災害のモデルタイムラインに変更する</p> <p>(h) 災害が発生した場合は、市町村は必要経費を保険及び補正予算、救助法で対応することになるため、大まかな求償範囲と過去の災害での単価のデータを参考資料として示しておく</p>	<p>(g) P45～ P46～ P50、51</p> <p>(h) P52、53</p>	<p>福祉避難所一覧、市町村連絡先 災害時モデルタイムライン</p> <p>救助法対象経費と単価</p>